

# マイナンバー制度

第6弾

## 個人番号カード受け取り方法について



個人番号カードの交付が1月から開始されています。今回は、個人番号カードの申請をされた方が交付を受けるまでをお知らせします。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47 - 8015

マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。  
ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー 検索

### 個人番号カード受け取りの手順

- ① 個人番号カードの申請をされた方には、交付通知書（はがき）が役場から届けられます。
- ② 必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、記載された交付場所に**ご本人**がお越し下さい。  
※ 15歳未満の者または成年被後見人には、その法定代理人が同行して下さい。
- ③ 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、カードが受け取れます。  
※暗証番号はお越しになる前からあらかじめ考えておいてください。

マイナンバーを証明する等、大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続となります。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

#### 必要な持ち物

- 交付通知書（はがき）
- 通知カード
- 本人確認書類  
(15歳未満の者または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要)
- 代理権の確認書類  
(15歳未満の者または成年被後見人の法定代理人のみ)
- 住民基本台帳カード  
(お持ちの方のみ)

#### ① 次のうち1点

住民基本台帳カード（写真付きに限る）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

#### ② ①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点

(例) 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

#### 戸籍謄本その他の資格を証明する書類

(ただし、「本籍地が南越前町である場合」または「**ご本人**が15歳未満の者で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要)

#### 暗証番号

- ① 「署名用の電子証明書」の暗証番号
- ② 「利用者証明用の電子証明書」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号

英数字6文字以上16文字以下で設定できます。

英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。

数字4桁です。

②③④は同じものとすることができます。

### ※代理人がお越しになる場合

ご本人が病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

#### 代理人交付に必要な持ち物

- 交付通知書（はがき）
- ご本人の本人確認書類
- 代理人の本人確認書類
- 代理権の確認書類
- 通知カード
- 住民基本台帳カード  
(お持ちの方のみ)
- ご本人の出頭が困難であることを証する書類

「**必要な持ち物**」の本人確認書類①を2点  
または、「**必要な持ち物**」の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ  
または、「**必要な持ち物**」の本人確認書類②を3点（うち写真付きを1点以上）」

「**必要な持ち物**」の本人確認書類①を2点  
または、「**必要な持ち物**」の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ

法定代理人の場合：戸籍謄本その他の資格を証明する書類  
(ただし、本籍地が南越前町である場合は不要)  
その他の場合：委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる資料（交付通知書（はがき）の「委任状」欄に記入することで足りる）

(例) 診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設に入所している事実を証する書類